

**寒河江国道  
維持出張所通信**

**みんなの道路を守るために**  
～特殊車両の取り締まりを実施しました～

11/1（火）当出張所前の国道112号で、寒河江警察署の協力のもと特殊車両の指導・取り締まりを行い、車体の大きさや通行許可証の有無を調べました。

規格外車両の走行は道路や橋などの構造物を傷つけるほか、重大事故に繋がる恐れもあります。

国土交通省では、ドライバー及び事業者への法令遵守の徹底を促し、道路の保全及び交通の危険防止を図る目的で、定期的に指導・取り締まりを実施しています。違反車両は**その場で指導を行い、必要な措置を行います。**

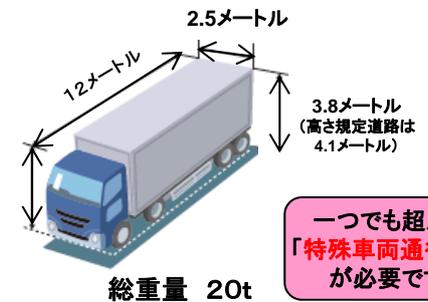
**特殊車両とは**

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度（「**一般的制限値**」）を定めています。

この一定の基準を超える車を「**特殊車両**」と呼びます。特殊車両を通行させるには、道路管理者の通行許可を受けるように、道路法で定められています。

		一般的制限値（最高限度）
寸法	幅	2.5 m
	長さ	12.0 m
	高さ	3.8 m（高さ指定道路は 4.1 m）
	最小回転半径	12.0 m
重量	総重量	20.0t（高速自動車国道または高さ指定道路は 25.0 t）
	軸重	10.0 t
	隣接軸重	18.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 未満
		19.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.3 m 以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下
		20.0t：隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 以上
輪荷重	5.0 t	

**一般的制限値**



一つでも超えると「**特殊車両通行許可**」が必要です！

**規定のルールを守りましょう！**

**～指導・取り締まりの様子～**



マットスケール

マットスケールに車体を乗せ  
総重量を測定



車体の高さ・幅・長さを測定



通行許可証も確認します。  
許可内容と車両や通行経路に  
違いが無いが、細かく調べます。

**国道112号、月山道路に関するご意見・ご質問など、お気軽にご連絡ください！**

【寒河江国道維持出張所ホームページ】

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/sagaeiji/>

【東北・みち情報（東北全域の国道情報）】

【山形河川国道事務所 道路情報サイト（事務所管内の国道情報）】

<http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/i/>

<http://keitai.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

<http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/ez/>



国土交通省  
山形河川国道事務所 寒河江国道維持出張所  
（住所）〒991-0003 寒河江市大字西根字下川原58-1  
（TEL）0237-84-3191 （FAX）0237-84-3687

<http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/v/>



**がんばろう！東北**